



2016年8月26日

各 位

会 社 名 CYBERDYNE株式会社
代表者名 代表取締役社長 山海 嘉之
(コード: 7779 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役コーポレート
部 門 責 任 者 宇賀 伸二
(電 話: 029-869-9981)

当社に関する調査レポートについての見解 (その2)

2016年8月25日付(米国時間)発行の米国シトロン・リサーチ(以下、「シトロン社」)によるレポート(以下、「8/25 レポート」)で、当社に関する追加見解が示されておりますが、当社としては、シトロン社の8/25 レポートは事実誤認等を含む同社独自の見解に基づくものであって、同社が2016年8月15日(米国時間)に発行した調査レポート(以下、「8/15 レポート」)と同様、投資家を無用に惑わせる非常に問題のあるものと考えております。8/25 レポートに対する当社としての見解は以下の通りです。

1) HALの公的医療保険の適用について

8/25 レポートにおいて、シトロン社は、世界で公的医療保険が適用されているのはHALだけというのは誤りである等の見解を述べておりますが、当社としては、以下の理由により、シトロン社の8/25 レポートにおける見解は不正確な分析によるものであると考えております。

HALは、機能改善・機能再生治療を直接的且つ主たる目的として、全国民を対象とした一般的な公的医療保険として適用されている世界で唯一のロボット治療機器です。なお、シトロン社の8/25 レポートに引用されている他社(ReWalk社)の事例は、以下の通り、HALのように全国民を対象とした一般的な公的医療保険ではないことは明白です。

<http://rewalk.com/commercial-health-insurance-company-becomes-first-to-implement-medical-policy-finding-powered-exoskeletons-medically-necessary/>

米国で民間保険1社が、当該保険会社の特定の保険プラン加入者に限って、機器購入費用を支払対象とする事例。

<http://www.research.va.gov/pubs/varqu/winter2016/14.cfm>

米国でVA(退役軍人省)が、退役軍人の対象者に限って、機器購入費用を支払対象とすること。

<http://rewalk.com/german-social-and-youth-agency-reimburses-rewalk-robotics-exoskeleton-for-the-first-time/>

ドイツで保険会社が、特定の患者1名に対して機器購入費用を支払った事例。

2) 研究開発費用について

8/25 レポートにおいて、シトロン社は、当社が、東証マザーズインデックスで百万ドル以上の研究開発費を持つ 221 銘柄の中で、時価総額に対する研究開発費の比率が最下位である等の見解を述べておりますが、時価総額に対する研究開発費の比率は、研究開発活動を評価する指標として何ら合理的なものではないと考えます。

3) 米国食品医薬品局 (FDA) 承認について

8/25 レポートにおいて、シトロン社は、当社が FDA に 510k を提出後、14 ヶ月経っても未だに承認を得ていないのに対して、他社は 3.5 ヶ月ないし 2.5 ヶ月で承認を得ている等の見解を述べておりますが、かかる見解は、以下の通り、事実と反するものであります。

● 引用された他社の承認期間 (3.5 ヶ月ないし 2.5 ヶ月) は、当初の申請から承認までの期間ではない。

当社が 2016 年 8 月 19 日に開示した「当社に関する調査レポートについての見解」(以下、「8/19 当社見解」)の通り、ReWalk 社の機器は、当初の申請から承認まで 12 ヶ月 (2013 年 6 月に申請し 2014 年 6 月に承認されております)¹、また、Ekso 社の機器は、当初の申請から承認まで 15 ヶ月 (2014 年 12 月に申請し 2016 年 4 月に承認されております)²をそれぞれ要しており、8/25 レポートにおける、他社の機器は数ヶ月で承認を得ている旨の記載は、事実と反するものであります。シトロン社が引用している 3.5 ヶ月ないし 2.5 ヶ月という期間は、既に承認済の機器に対する追加・変更等に関する申請から承認までの期間と考えられ、それはシトロン社が 8/15 レポートで引用している両社の申請³が 2016 年に行われていること、および当社が現時点において入手可能な Ekso 社の申請内容⁴からも自明であります。

¹ <http://www.accessdata.fda.gov/scripts/cdrh/cfdocs/cfpmn/denovo.cfm?ID=DEN130034>

² <http://www.accessdata.fda.gov/scripts/cdrh/cfdocs/cfPMN/pmn.cfm?ID=K143690>

³ <http://www.accessdata.fda.gov/scripts/cdrh/cfdocs/cfpmn/pmn.cfm?ID=K160987>

<http://www.accessdata.fda.gov/scripts/cdrh/cfdocs/cfpmn/pmn.cfm?ID=K161443>

⁴ http://www.accessdata.fda.gov/cdrh_docs/pdf16/K161443.pdf

なお、8/19 当社見解の通り、シトロン社は、同社ホームページにおいて、「ウェブサイト内の資料に関して、正確性、時間軸、網羅性について一切の明示、黙示又は法定の保証責任を負わない」、「ウェブサイトで採り上げた株式については、シトロン社の内部者がほぼ必ずポジションを取っている」、「ポジションを取る際、あるいは決済する際に報告は行わない」旨を表明しておりますが、シトロン社のこれらの表明内容を踏まえれば、8/15 レポートおよび 8/25 レポートは、シトロン社又は同社と何らかの関係のある第三者が空売りポジションを保有した後に、当社の株価評価が不適切であるとの独自の見解を発表し、株価下落を実現させた後に買戻すという手法によって、相当の利益を実現することを目的としている可能性があるものと考えております。

当社は、株主や投資家の皆様との対話を重視しており、誤解があればこれを解いていく努力を惜しみませんが、事実と異なる情報を殊更に発信する行為には、市場を惑わすものとして毅然として対応して参り

たいと考えております。

株主および投資家の皆様におかれましては、慎重な投資判断を行っていただきますようお願い致します。

以 上